

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二十八号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める

規則

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第十一号。

第一条中佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）第百十九条第一項の改正規定及び附則第七条の規定に限る。）の施行期日は、平成二十三年四月一日とする。